

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>（略）</p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>（略）</p> <p>IV-3-3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>（略）</p> <p>IV-3-3-2 勧誘・説明態勢</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4）店頭金融先物取引業者の説明責任に係る留意事項</p> <p>①～⑦ （略）</p> <p>⑧ 低スプレッド取引</p> <p>スプレッド又は手数料が特に低い取引（以下「低スプレッド取引」という。）を提供する通貨関連店頭デリバティブ取引等業者が、広告等でスプレッド又は手数料が低いことを強調する表示をしている場合には、例えば、以下のようなおそれが生じていないか。</p> <p>イ. （略）</p> <p>ロ. <u>顧客が注文時に指定したレートと実際に約定するレートとの相違（スリッページ）</u>が生じ、広告等で表示するよりも高いスプレッドで取引を行うこととなるおそれ</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>（略）</p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>（略）</p> <p>IV-3-3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>（略）</p> <p>IV-3-3-2 勧誘・説明態勢</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4）店頭金融先物取引業者の説明責任に係る留意事項</p> <p>①～⑦ （略）</p> <p>⑧ 低スプレッド取引</p> <p>スプレッド又は手数料が特に低い取引（以下「低スプレッド取引」という。）を提供する通貨関連店頭デリバティブ取引等業者が、広告等でスプレッド又は手数料が低いことを強調する表示をしている場合には、例えば、以下のようなおそれが生じていないか。</p> <p>イ. （略）</p> <p>ロ. <u>顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格との相違（以下「スリッページ」という。）</u>が生じ、広告等で表示するよりも高いスプレッドで取引を行うこととなるおそれ</p> <p>（略）</p> <p>IV-3-3-4 業務執行態勢</p> <p><u>（1）通貨関連店頭デリバティブ取引等におけるスリッページの取扱いに係る</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><u>留意事項</u></p> <p><u>スリッページは、注文の伝達に係る時間の経過等に伴い必然的に発生するものであるが、スリッページの取扱いについては、店頭デリバティブ取引業者が誠実・公正に業務を執行する態勢の整備を図る観点から、以下の点に留意して監督するものとする。</u></p> <p><u>① 店頭デリバティブ取引業者が、顧客との取引において発生するスリッページに関して、例えば、以下のような顧客にとって不利となる非対称な取扱いを行っていないか。</u></p> <p><u>イ. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること。</u></p> <p><u>ロ. 店頭デリバティブ取引業者が、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）。</u></p> <p><u>ハ. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること。</u></p> <p><u>② 店頭デリバティブ取引業者が、上記①のような顧客にとって不利となる非対称な取扱いを行わない場合であっても、顧客との取引においてス</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>IV-3-3-4 通貨関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢 (略)</p> <p>IV-3-3-5 有価証券店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢 (略)</p> <p><u>XI. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）</u> (略)</p> <p>XI-2 諸手続（金融商品仲介業者）</p> <p>XI-2-1 登録 金商法第 66 条の 2 の規定に基づく登録申請書の取扱い等にあたっては、Ⅲ-3-1 ((2)、(4) 及び (10) ③を除く。) に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p>	<p><u>リップページが発生する場合には、顧客に対し、スリップページが発生する旨とその原因、スリップページが顧客にとって有利・不利のいずれにも働く可能性があること、スリップページが発生した場合の業者における有利・不利の取扱い等について、適切かつ十分な説明を事前に行っているか。</u></p> <p><u>(2) 特定店頭オプション取引に係る留意事項</u> (略)</p> <p><u>(3) 監督手法・対応</u> (略)</p> <p>IV-3-3-5 通貨関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢 (略)</p> <p>IV-3-3-6 有価証券店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢 (略)</p> <p><u>XI. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）</u> (略)</p> <p>XI-2 諸手続（金融商品仲介業者）</p> <p>XI-2-1 登録 金商法第 66 条の 2 の規定に基づく登録申請書の取扱い等にあたっては、Ⅲ-3-1 ((2)、(4) 及び (10) ③を除く。) に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) その他</p> <p>金商法第66条の4第4号に規定する金融商品仲介業を適確に遂行することができる知識及び経験を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書及び同添付書類等を参考としつつ、次の点を確認するものとする。なお、申請者が外国法人である場合は、下記①については国内に駐在する役職員の状況を、下記②及び③については国内における状況を確認するものとする。</p> <p>① 金融商品仲介業務を行う者（金融商品仲介業務を行う役員、内部管理等の責任者等）が、<u>日本証券業協会が実施する証券外務員資格試験に合格した者</u>であり、法令、諸規則等につき一定以上の知識を有しているか。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) その他</p> <p>金商法第66条の4第4号に規定する金融商品仲介業を適確に遂行することができる知識及び経験を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書及び同添付書類等を参考としつつ、次の点を確認するものとする。なお、申請者が外国法人である場合は、下記①については国内に駐在する役職員の状況を、下記②及び③については国内における状況を確認するものとする。</p> <p>① 金融商品仲介業務を行う者（金融商品仲介業務を行う役員、内部管理等の責任者等）が、<u>その行う業務に関する金融商品取引業協会が実施する外務員資格試験に合格した者</u>であり、法令、諸規則等につき一定以上の知識を有しているか。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(以下略)</p>

注：IV-3-3-4（2）及び（3）については、平成25年5月14日、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針改正案にて公表済み。